

京の景観形成推進プラン検討委員会設置要綱

(目 的)

第1 京都の歴史や多様な地域個性を活かし、環境と文化の共生による新しい文化創造に向けた地域づくりを推進することを目的に、「京の景観形成推進プラン検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(参 与)

第2 検討委員会に参与を置き、プラン策定に関する総括的な意見を求めるものとする。

(構 成)

第3 検討委員会は、都市計画、景観、建築、環境等の各分野において新鮮な見識と豊かな経験を有する者の中から知事が委嘱又は選任する参与及び委員をもって構成する。
2 参与及び委員の任期は、知事が委嘱又は選任した日の属する年度の年度末までとする。

(座長及び座長代理)

第4 検討委員会に座長を置くことができる。座長は参与及び委員の互選とする。
2 座長は会務を総理する。
3 座長代理は、あらかじめ座長が参与及び委員の中から指名し、座長に事故ある時には、その職務を代理する。

(会 議)

第5 検討委員会の会議は、知事が招集し、座長が主宰する。
2 検討委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6 検討委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(そ の 他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月18日から施行する。